

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区芝田一丁目16番1号	平成27年7月17日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 阪急電鉄株式会社 取締役社長 中川 喜博 電話 06-6373-5031
--	--

主たる業種	普通鉄道業						細分類番号	4	2	1	1	
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで											
基本方針	平成23年～25年度の平均排出量を基準に、平成26年～28年度の温室効果ガス排出量を年平均1%削減する											
計画を推進するための体制	委員長を都市交通事業本部長とし、委員を各部の部長・副部長、並びに各部の庶務担当課長とする 本部環境推進委員会を実施する											
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率						
	事業活動に伴う排出の量	20,442.8 トン	20,290.7 トン	トン	トン	-0.7 パーセント						
	評価の対象となる排出の量	20,528.0 トン	17,876.3 トン	トン	トン	-12.9 パーセント						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	平成26年度は、新造車両を5編成導入したこと、基準年度に比べ目標に近い排出量の削減を図ることができた。										
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率					
	車両	事業活動に伴う排出の量 (鉄道走行距離car・10万km)	11.98	11.88			-0.84 パーセント					
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント					
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価	平成26年度は、新造車両を5編成導入したこと、基準年度に比べ目標に近い排出量の削減を図ることができた。										
		基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考	86.0 パーセント	86.0 パーセント	86.0 パーセント	86.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26) 年度	高効率的な新造車両の投入や照明器具のLED化を実施した。										
	(27) 年度											
	(28) 年度											
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	早朝・深夜勤務のみ自家用車による出退勤を認めるものとし、自家用車を使用する際は、台数・使用日時を管理している。										
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	上記の通り実施できている。										
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考							
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	トン	トン								
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	トン	トン								
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	トン	トン								
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン								
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン								
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	摂津市駅では、太陽光発電等の省エネ設備に加え、環境オフセットクレジット(J-VER)を活用し、駅運営により排出されるCO ₂ を実質的にゼロにしている。また、当社で実施している車庫イベントの際に、オリジナルキャラクターショーなどを媒体として使用した環境啓発の取り組みを継続して行っている。											
特記事項	第一計画期間の超過削減量7243.3t-CO ₂ のうち、平成26年度の排出量から2414.4t-CO ₂ を差し引いている。											

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。